国整備指針と異なる独自の要件案 (東京都小児がん診療病院)

都は、小児がん患者の診療実績のある都内の病院を「東京都小児がん診療病院」として独自に認定している。また、都内2か所の小児がん拠点病院と13か所の東京都小児がん診療病院による「東京都小児がん診療連携ネットワーク」を構築し、連携して医療提供体制を確保している。このことを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

原則として、小児がん拠点病院の新要件と同様の要件とする。ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

<要件緩和の基本的な考え方>

- ①人員配置体制の充実に資する新要件については、新規雇用や配置転換に時間を要する場合があることから、経過措置を設け、猶予期間を与える
- ②症例数については、全ての要件を満たさない場合には治療の提供体制や地域性を考慮して認定を行う。
- ③地域ブロック協議会に関する事項については、認定要件としない。

 区分
 国
 都

 必須
 A
 A

 原則必須
 A'
 B

 対応することが望ましい
 B
 C

○国の小児拠点病院の要件と異なる点については以下のとおり

	国拠点病院の要件 (令和4年8月1日施行)	要件	都小児がん診療病院の 独自の認定要件案	要件
1 診療体制				
(2)診療従事者				
①専門的な知識および技術を有する医師の配置				
イ	小児の手術に携わる、小児がん手術に関して専門的な知識及び技術を有する医師の人数 ・上記の医師のうち専任の人数	A	小児の手術に携わる、小児がん手術に関して専門的な知識及び技術を有する医師の人数 ・上記の医師のうち専任の人数 【経過措置期間:1年間】	A
	・上記の医師のうち専任かつ常勤の人数	A'	・上記の医師のうち専任かつ常勤の人数 【経過措置期間:1年間】	В
(4)診療実績				
1	小児がんについて年間新規症例数が30例以上であること。	A	①から③は同じ、以下独自に追加なお、アからウ(①から③)までの要件を満たさない場合は、次のエからカまでの要件の充足状況を鑑み、個別に認定の可否を検討する。 エ 特定のがん種について、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状	В
2	固形腫瘍について年間新規症例数が10例程度あるこ と。	A	態に応じた適切な治療を提供することが可能であること。 オ 小児がん患者等の長期フォローアップが可能な体制を有するとともに、患者の状態に応じた適切な治療が必要な場合、自施設において適切な治療を提供することが可能であること。 カ 地域性等、認定に当たってその他特別に勘案すべき事項があること。	В
3	造血器腫瘍について年間新規症例集が10例程度あ ること。	A		В
6 医療の質の継続的な評価改善の取組及び安全管理				
情	いらの実施状況につき、地域ブロック協議会において、 報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかり すく広報を行っている。	A	東京都小児・AYA世代がん診療連携協議会に主体的に参画すること。	A